

福祉サービス第三評価結果の公表様式〔保育所〕

① 第三者評価機関名

株式会社CoAct

② 施設・事業所情報

名称：静岡市立西久保こども園	種別：こども園
代表者氏名：原 法子	定員（利用人数）：90名
所在地：静岡市清水区西久保438-1	
TEL：（０５４）３６６－６６２５	ホームページ：www.city.shizuoka.lg.jp
【施設・事業所の概要】	
開設年月日：昭和２６年３月３１日	
経営法人・設置主体（法人名等）：静岡市	
職員数	常勤職員：14名 非常勤職員 13名
専門職員	保育士 20名 嘱託医 2名
	栄養士 1名 保育補助員 2名
	調理 3名 事務員 1名
施設・設備 の概要	（居室数） （設備等） 職員室 給食室
	保育室 5室 ホール1室 教材室 休憩室 園庭 遊具

② 理念・基本方針

(1) 理念

- 第3期静岡市教育振興基本計画において本市が目指す「たくましくしなやかな子どもたち」を育成する
- 市立こども園において、「自己肯定感を高める子」「夢中になって遊ぶ子」「明るく伸び伸び生活する子」「自分らしく表現する子」「楽しんで関わる子」の5つを目指す子どもの姿として位置づけ、教育保育に取り組む
- 市として、「小学校就学前の子どもに対する教育及び保育の一体的な実施」「小学校就学前の子どもへの保護者に対する子育ての支援」と総合的な運営を行う

(2) 基本方針

- 園教育保育目標である「心豊かな たくましい子」に向け、「夢中になって遊ぶ」「やさしさと思いやり」「たくましい心と身体」を目指す園児像として、子どもの最善の利益を尊重し、生きる力の基礎を育成する
- 重点目標を「考え 試して 工夫して」研修テーマを『「もう1回やってみよう」と思える保育教諭の関わり』とし、健康で安全な生活を営む態度を培っていく
- 園児の心身の発達に即して、園、家庭、及び地域の実態を踏まえ、「こどもまんなか社会」に取り組む

④ 施設・事業所の特徴的な取組

- 地域資源（秋葉山等の自然、学校関係、人材等）を活用した教育保育の実践
- 子どもの発達や学びの連続性を保障するために、小学校と相互理解を深めた連携
- 子ども達の心はずみ遊びこめる環境の工夫や職員がそれぞれ持ち味を活かし、協力、学び合う職員集団

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	2024年6月1日（契約日） ～ 2025年2月28日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	2回（2014年度（平成26年度））

⑥総評

◇特に評価の高い点

【共通評価基準】

・事業計画は、職員の参画や意見の集約をもとに策定されており、全体的な計画や園評価、企画書を活用していることが確認できる。計画期間中の実施状況についても、あらかじめ定められた時期・手順に基づいて把握されており、計画の進捗管理が行われている。また、事業計画の評価は、定められた手順で実施され、研修テーマや園評価・企画書を活用した評価体制が整っている。評価の結果を踏まえた事業計画の見直しも実施され、新年度対策として全体的な計画の実施評価が行われている。職員への周知についても、会議や研修会での説明が行われ、理解促進の取組が実施されていることが確認できる。

・保育の質の向上において定期的に評価結果の分析が行われ、それに基づく課題が文書化されており、新年度対策や園評価、研修テーマとして整理されていることが確認できる。職員間での課題の共有化も、新年度対策や園評価、企画書、研修テーマを活用して進められている。評価結果から明確になった課題については、職員会議や各分掌、幼児・乳児会議録をもとに職員の参画のもとで改善策の検討が行われている。重点目標を考えるシートの活用も確認され、計画的に改善に取り組む体制が整っている。改善策の実施状況についても、新年度対策や園評価、研修テーマを活用しながら評価が行われており、必要に応じた改善計画の見直しも実施されていることが確認できる。

・職員の育成について組織として「期待する職員像」は明確に設定されており、組織重点目標シートに達成水準が明記されていることが確認できる。また、職員の目標管理においても、人事評価制度を活用し、個人業務シートを用いた目標設定が行われている。職員一人ひとりの目標設定に関しては、園長が個別相談を通じて目標項目・目標水準・目標期限を明確にしており、適切な設定がなされている。さらに、中間個人評価（9月）を通じて進捗状況が確認され、個人達成度の評価（11月）、最終面談（12月）が実施されていることから、定期的な評価・フィードバックが行われていることが分かる。

【内容評価基準】

・乳幼児保育においてひとり一人の生活リズム（睡眠、食事等）に合わせて、安心できる環境（乳児（0～2歳児）クラスのみ1階）を作り、保育実践をしている。ひとり一人の成長、発達、興味、関心に合わせて音や感覚あそびなどのおもちゃなどでかかわりながら、子どもが何を感じ、興味を持っているかを探り、どのような環境設定をしていくか日々記録し、実践している。

日々あった事を連絡ノートやアプリで保護者に伝え、保護者と情報共有をしている。保護者からも家庭であったことなど記載してもらい情報共有を行っている

・3歳児未満時（1・2歳児）保育において1歳児は0歳児と同じ部屋で1つのクラスになっている。安心できる職員が見守る中で身体を動かし、探索活動ができるように留意している。2歳児は1つの部屋でクラスとなっている。月案、週案、日案、期の遊び構想を重点目標、研修テーマ、学年目標に沿って立てている。職員との関わり、遊びが中心になっているが、友達との関りが持てるような援助を職員がしている。早番、遅番保育や園庭での遊び、幼児クラスの子たちが乳児の部屋にきたりと自然に異年齢交流ができています。また、園外に散歩に出たり、サロンなどで職員以外の大人との関わりを持つことができています。保護者へはアプリやお便り、ワクワクボードで子どもたちの日々の様子や育ちを伝え、情報共有ができています。

・3歳児以上保育において3歳児は、保育教諭や友達と一緒に遊ぶことを楽しむことを目標に掲げ、月案、週案、日案、期の遊び構想を作成している。子どもが興味関心を持つ

て活動が取り組めるようにしている。4歳児は、友達と意思を出し合って、やり取りしながら遊ぶことを楽しむを目標に掲げ、月案、週案、日案、期の遊び構想を作成している。クラスの中に子どもたちが作った遊び道具があり、日々進化させている。5歳児は、友達と意思を伝え合い、共同的な遊びや活動の楽しさを味わうを目標に掲げ、月案、週案、日案、期の遊び構想を作成している。廃材などをクラスに置き、子どもたちが自由に使えるようにし、子どもたちの発想でいろいろなものが作られている。子どもたちに小学校での生活のイメージが持てるように近隣小学校に散歩に行ったり、図書室を利用したりしている。園での活動を園だよりなどで家族に伝えたり、子育てサロン、さわやかサロン、出前保育等を行い、園のことを知ってもらうようにしている。

◇改善を求められる点

社会福祉事業全体の動向については、こども家庭庁の事業内容をもとに把握しているが、周知の方法やその実効性の確認ができていない。地域の福祉計画の動向については、袖師地区関係団体長・施設長会議の資料をもとに情報を得ているものの、分析は実施されていない。子どもの数や利用者像、保育のニーズに関するデータは保護者アンケートを活用して収集しているが、地域の特性や変化の把握には至っていない。保育のコスト分析や利用者の推移、利用率の分析については、児童年齢区分表や予算配当金の確認は行われているが、それらのデータを活用した詳細な分析が明示されていない。経営環境や保育内容、組織体制、設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況については、全体的な計画や設備・遊具点検、予算管理簿などをもとに分析が行われているが、具体的な課題や問題点の明確化がされていない。経営状況や改善すべき課題については、保護者アンケートや園評価、学校評議員会を活用しているものの共有が不十分であり、職員への周知も確認できていない。経営課題の解決・改善に向けた具体的な取組についても進捗が不明確であり、具体的な実施状況が示されていない。公設の子ども園ということで園自体が取り組む部分には制限はあるが、上記の点を今後改善が求められる点とした。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

様々な視点からの園経営や組織運営、保育内容について、状況把握や課題を振り返り、今後の改善策を明確にする機会となりました。

子どもの思いに寄り添い、日々、本園の理念や基本方針に向かう長中短期の指導計画の策定や教育保育の基本である環境を通した保育実践を高く評価していただいたことは、職員の自信ややりがいにつながっていくと感じます。今後も子どもをまんやかにして保護者、地域、こども園が連携した取り組みを充実させていきたいと思ひます。

具体的に求められた改善策については、地域社会の中のこども園としての役割を果たし、保護者や地域の方々に信頼される園となるよう、組織的に改善に向け取り組んでいきたいと思ひます。

今回の受審でこのような様々な改善する機会をくださり、感謝申し上げます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果〔保育所〕

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

a評価…よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態

b評価…aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態

c評価…b以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

保育所版共通評価基準ガイドライン

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
＜コメント＞ 法人および保育所の理念・基本方針については、重要事項説明書やグランドデザイン、ホームページ等を通じて適切に文書化・配布されており、毎月末に配布時期の確認が行われていることが確認できる。理念の内容についても、グランドデザインを活用し、視認性や理解しやすさが考慮されている。また、基本方針については法人の理念と整合性が確保されており、グランドデザインや全体的な計画を通じて職員の行動規範として機能している。職員への周知に関しては、新年度職員会議において説明が行われ、その参加確認も取れている。保護者への周知についても、保育説明会を通じて実施されており、保護者アンケートでは100%の理解が確認されている。理念や基本方針の継続的な確認についても、全体的な計画や園評価指標を基に実施され、毎月の反省として重点目標や学年目標とともに職員から書類を提出する仕組みが確立されている。		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	C
＜コメント＞ 社会福祉事業全体の動向については、こども家庭庁の事業内容をもとに把握しているが、周知の方法やその実効性の確認ができていない。地域の福祉計画の動向については、袖師地区関係団体長・施設長会議の資料をもとに情報を得ているものの、分析は実施されていない。子どもの数や利用者像、保育のニーズに関するデータは保護者アンケートを活用して収集しているが、地域の特性や変化の把握には至っていない。保育のコスト分析や利用者の推移、利用率の分析については、児童年齢区分表や予算配当金の確認は行われているが、それらのデータを活用した詳細な分析が明示されていない。		
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
＜コメント＞ 経営環境や保育内容、組織体制、設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況については、公設の事業所ということもあり、事業所単独で財務状況の分析等はされていない。また公設の事業所ということで該当する役員等はいないが所管課への共有はされている。全体的な計画、園評価や設備・遊具点検、予算管理簿などをもとにチェックや分析が行われており、特に保育に関わる部分については具体的な課題や問題点について記載が確認できた。経営状況や改善すべき課題については、保護者アンケートや園評価、学校評議員会を活用している。保育の質以外の設備整備、職員体制、財務状況等の経営課題の解決・改善に向けた具体的な取組について一部にとどまっている。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
＜コメント＞ 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）は静岡市教育振興基本計画および中長期計画に基づき明確に設定されている。経営課題や問題点の解決・改善に向けた内容も計画に盛り込まれており、数値目標や具体的な成果指標の設定によって、実施状況の評価が可能な内容となっていることが確認できる。一方で、中・長期計画の見直しについては実施されておらず、計画の継続的な適用性や有効性の検証が行われていない状況である。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
＜コメント＞ 単年度の計画は、中・長期計画の内容を反映し、単年度の事業内容が具体的に示されていることが確認できる。また、計画は実行可能な具体的な内容となっており、単なる「行事計画」にはなっていない。さらに、数値目標や具体的な成果指標が設定されており、実施状況の評価が行える内容となっている。これらの点から、単年度の事業計画は全体的な計画、園評価、指導計画・企画書を基に適切に策定されていることが確認できる。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
＜コメント＞ 事業計画は、職員の参画や意見の集約をもとに策定されており、全体的な計画や園評価、企画書を活用していることが確認できる。計画期間中の実施状況についても、あらかじめ定められた時期・手順に基づいて把握されており、計画の進捗管理が行われている。また、事業計画の評価は、定められた手順で実施され、研修テーマや園評価・企画書を活用した評価体制が整っている。評価の結果を踏まえた事業計画の見直しも実施され、新年度対策として全体的な計画の実施評価が行われている。職員への周知についても、会議や研修会での説明が行われ、理解促進の取組が実施されていることが確認できる。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
＜コメント＞ 事業計画の主な内容は、重要事項説明書や保育説明会、園・クラス・行事だよりを通じて保護者へ周知されており、保育説明会等での説明も実施されていることが確認できる。また、保護者等の参加を促すための周知や説明の工夫についても、年度当初の配布資料や園・クラス・行事だよりを活用して行われている。一方で、事業計画の内容をより分かりやすく説明するための資料作成や工夫については、保護者の理解をより深めるための取り組みが不足しており、改善の余地がある。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
＜コメント＞ 組織的にPDCAサイクルに基づいた保育の質の向上に関する取組は実施されており、新年度対策や園評価、教育・保育課程、指導計画を活用していることが確認できる。また、保育の内容について組織的に評価を行う体制も、新年度対策や職員会議、各分掌を通じて整備されて		

いる。一方で、定められた評価基準に基づく自己評価は実施されているものの、第三者評価は平成26年以降受審しておらず、継続的な外部評価が実施されていない。評価結果を分析・検討する場としての運営組織や分掌は機能しているが、第三者評価を活用した客観的な検証が不足している。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
＜コメント＞ 評価結果の分析が行われ、それに基づく課題が文書化されており、新年度対策や園評価、研修テーマとして整理されていることが確認できる。職員間での課題の共有化も、新年度対策や園評価、企画書、研修テーマを活用して進められている。評価結果から明確になった課題については、職員会議や各分掌、幼児・乳児会議録をもとに職員の参画のもとで改善策の検討が行われている。重点目標を考えるシートの活用も確認され、計画的に改善に取り組む体制が整っている。改善策の実施状況についても、新年度対策や園評価、研修テーマを活用しながら評価が行われており、必要に応じた改善計画の見直しも実施されていることが確認できる。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
＜コメント＞ 施設長の経営・管理に関する方針と取組は、重要事項説明書やグランドデザイン、全体的な計画を通じて明確にされている。役割と責任についても、要覧や育ボス宣言を活用し、保育所内の広報誌等で表明されていることが確認できる。また、職務分掌や責任についても、要覧や全体的な計画、学校評議員会で文書化され、会議や研修を通じて周知が図られている。一方で、有事における施設長の役割や責任、不在時の権限委任については、口頭での申し入れは行われているが、正式な文書化が確認できず、緊急連絡網がLINEで運用されている点も整備状況として明確な記録が不足している。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
＜コメント＞ 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解し、エスナビを活用した研修の受講や行政関係者との適正な関係の維持に努めていることが確認できる。また、給食室の修繕において複数社から見積もりを取得するなど、公正な取引関係を保持している。法令遵守の観点からの経営に関する研修や勉強会には、園長研修やエスナビを活用して参加しており、行政から提供される資料も回覧されている。児童の権利に関する研修の実施も確認されている。一方で、環境への配慮に関しては具体的な取組が確認されておらず、対応が不十分である。職員に対しては、教育基本法や公務員としての服務に関する周知が行われ、市政からの資料はポップ形式で掲示するなどの取組が行われていることが確認できる。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
＜コメント＞ 施設長は、保育の質の現状について定期的・継続的な評価・分析を実施しており、新年度対策や園評価、公開保育、指導計画を活用していることが確認できる。保育の質に関する課題の把握と改善のための具体的な取組も明示され、個人評価や新年度対策、園評価を通じた指導力の発揮が見られる。職員の意見を反映する取組として、新年度対策や園評価、公開保育、企画書を活用し、組織内での改善活動が行われている。また、職員の教育・研修についても、研修計画や研修報告を通じて充実を図っていることが確認できる。一方で、保育の質向上に		

関する組織内の具体的な体制については、職員分掌にて役割分担として明確化されておりしっかりと取り組まれているが、委員会等と比べ体制としては部分的であると評価。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
＜コメント＞ 施設長は、経営の改善や業務の実効性向上に向けた取り組みとして、昼の打ち合わせ表や時間外勤務確認表を活用しながら一定の管理を行っている。しかし、人事・労務・財務等を踏まえた具体的な分析は実施されていないため、経営改善に向けた戦略的な取り組みの明確化が不足している。組織の理念や基本方針の実現に向けた取り組みとして、昼の打ち合わせ表を活用し、職員の働きやすい環境整備に取り組んでいることが確認される。経営改善や業務の実効性向上に関しては、ワークライフバランスの向上を図るため、連絡帳のデジタル化（コドモン導入）などの取組が進められている。施設長は、職員がフリーの時間を確保できるようにするための勤務表管理を行っているが、組織全体での具体的な体制構築には至っていない。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
＜コメント＞ 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保・育成に関する方針は、静岡市教員育成指標や人事評価指標、保育改善資料をもとに確立されており、具体的な指標として活用されていることが確認できる。保育の提供に関わる専門職の配置や活用についても、各分掌や児童年齢区分表を基に計画が策定され、園務分掌で活用されている。一方で、計画に基づいた人材の確保や育成の実施については、児童年齢区分表や静岡市教員育成指標、研修計画が活用されているものの、実際の取り組みの成果や実施状況についての明確な確認がされていない。福祉人材確保（採用活動）については、こども園課を通じたハローワーク登録が行われており、加えてこども園としても会計年度職員についての採用活動を実施している。昨年度は職員に周知し、その繋がりですら採用するなど限られた状況の中で工夫した採用活動が確認できた。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
＜コメント＞ 法人（保育所）の理念・基本方針に基づき、「期待する職員像」については、新年度職員会議資料や人事評価を通じて明確にされていることが確認できる。また、人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等）についても、人事評価制度を活用し、基準が明確に定められ、職員に周知されている。一定の人事基準に基づく職員の専門性や職務遂行能力、貢献度等の評価も、自己申告書や人事評価を活用して行われている。一方で、職員の処遇水準に関する評価・分析については、処遇改善の必要性を具体的に評価・分析する取組が行われておらず、改善策の検討・実施のプロセスが不足している。職員が自ら将来のキャリアを描ける仕組みとしては、静岡市教員育成指標をもとに人事評価と連携し、総合的な仕組みが整備されていることが確認できる。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
＜コメント＞ 職員の就業状況や意向の把握に基づく労務管理の責任体制については、「育ボス宣言」を通じて明確化されており、職員の有給休暇や時間外労働の状況も、時間外勤務確認表・有給休暇簿・育児フォロー面談を活用しながら適切に把握されていることが確認できる。また、職員の心身の健康管理に関しては、メンタルヘルス対策やストレスチェックを実施し、職員に周		

知されている。一方で、職員の相談窓口については、園長・副園長で対応を分け、内容に応じた対応を行っているものの、相談の実施状況や対応結果についての具体的な記録が不足している。職員の希望の聴取についても、福利厚生の実施に反映されているとは言えず、個々の要望を反映する仕組みが確立されていない。また、福祉人材や人員体制の改善については、計画に反映しているとされるが、その具体的な実行状況が明示されていない。福祉人材の確保・定着に向けた取り組みとして、ミニ園内研修を毎月実施し、教育・保育の質向上を目的としているが、組織の魅力向上につながる具体的な施策についての根拠が確認できなかった。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<コメント> 組織として「期待する職員像」は明確に設定されており、組織重点目標シートに達成水準が明記されていることが確認できる。また、職員の目標管理においても、人事評価制度を活用し、個人業務シートを用いた目標設定が行われている。職員一人ひとりの目標設定に関しては、園長が個別相談を通じて目標項目・目標水準・目標期限を明確にしておき、適切な設定がなされている。さらに、中間個人評価（9月）を通じて進捗状況が確認され、個人達成度の評価（11月）、最終面談（12月）が実施されていることから、定期的な評価・フィードバックが行われていることが分かる。		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<コメント> 保育所の基本方針や計画の中で、「期待する職員像」が明示されており、静岡市教員育成指標や研修計画を活用しながら適切に示されていることが確認できる。また、現在の保育内容や目標に基づいて、職員に求められる専門技術や資格が明確化されている。策定された教育・研修計画に基づき、研修は実施されており、研修計画や報告書の存在が確認されている。一方で、研修計画の評価・見直しについては、計画自体は存在するものの、その評価や見直しの結果が文章として明文化されたものはない。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<コメント> 職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況については、資格証書関係や人事評価を通じて適切に把握されており、8月と1月に確認が実施されていることが確認できる。また、新任職員をはじめとするOJTについても、個別のOJTノートを活用しながら適切に実施されている。階層別・職種別・テーマ別研修については、静岡市教員育成指標や研修計画、通知を通じて実施されている。外部研修に関する情報提供についても、ポップを使用するなどして情報共有が行われ、1職員あたり年1回以上の参加機会が確保されている。職員の教育・研修への参加配慮としては、1職員あたり年2回以上の研修参加が実施されており、勤務表に研修を受ける職員の欄が設けられていることで、全職員が研修状況を把握できる仕組みが整備されている。また、研修を受ける職員の代替配置も事前に決定されており、業務への支障が出ないような体制が確立されていることが確認できる。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<コメント> 実習生の保育に関わる研修・育成に関する基本姿勢は、実習生マニュアルを通じて明文化されているが、内容が不十分であり、専門職への特化や家族への事前説明の仕組みが不足している。また、実習生の研修・育成に関するマニュアルは存在するものの、専門職の特性に配慮したプログラムの整備や指導者向けの研修の実施は確認されていない。 実習生に関する学校との連携については、巡回指導者との面談を実施しているものの、実習の目的が明確化されていない部分があり、実習期間中の継続的な連携の具体的な取り組みが示されていない。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
＜コメント＞ 法人や保育所の理念、基本方針、保育内容に関する情報は、ホームページやアプリを活用して公開されているが、事業計画、事業報告、予算、決算に関する情報の公表は行われていない。また、地域福祉向上の取組状況や第三者評価の受審、苦情・相談の体制についての情報提供は、保護者向けには行われているものの、広く公表されていない。法人の理念や基本方針の地域社会への周知については、地域だよりやホームページを活用し、袖師地区関係団体との連携も進められている。来年度からコミュニティスクールが開始される予定であり、地域との結びつきが強化されることが期待される。地域向けの情報発信として、地域だよりを毎月発行し、西久保地区回覧、自治会、交流館、未就園児向けの配布（おしゃべりサロン参加者・兄弟関係）、学校評議員、近隣公園での配布など、複数のチャネルを活用していることが確認できる。これにより、地域の多様な層に向けた情報提供が行われている。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
＜コメント＞ 保育所の事務、経理、取引等に関するルールについては、職務分掌が作成されており、職員アンケートでも概ね周知されていることが確認できる。また、こども園課総務係や幼児教育・保育推進係主催の事務研修会資料を活用し、適切に周知されている。事務、経理、取引等に関する内部監査については、市の児童福祉施設等の指導監査を定期的に受けており、現時点での文章指導等はなく、一定の基準を満たしていると判断される。一方で、外部の専門家による監査支援等は実施されておらず、その結果や指摘事項に基づいた経営改善の取り組みも確認されていない。今後の透明性の向上や経営改善のための客観的な評価体制の強化が求められる。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
＜コメント＞ 地域との関わりについて全体的な計画に方針を記載しており、地域の社会資源などについても玄関に配置するなど保護者への情報提供を実施している。実際に子育てトークやさわやか・サロン等を実施し、地域の人々と交流している。育児フォロー面談シートなど活用し、外国籍の家庭に地元の小児科を紹介したり、おしゃべりサロンで気になる子を保健師に紹介するなど地域の社会資源を推奨するなどしている。		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
＜コメント＞ ボランティア受入マニュアルが作成されており方針や登録手続き、配置などの項目が記載されている。実際に大学生ボランティアサークルの実施記録も確認できた。また全体的な計画の中で、小学校との連携が具体的に明文化されており、地域の小学校の公開授業への参加、音楽会、近隣研修授業など学校協力を行っている。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
＜コメント＞ 地域の社会資源の共有については子育てハンドブックの活用に加えて、虐待発生時など特定		

の場面で活用する社会資源をフローチャートに記載して共有化がされている。地域の学校運営協議会に参加し小中学校や自治会関係者と話し合う機会があるが地域の共通の課題についての解決に向けて協働した具体的な取組については確認が出来なかった。地域のネットワーク化に取り組むことまでは出来ていないが、学校運営協議会などの積極的に参画している。虐待等権利侵害が疑われる場合は児童相談所と連携していることを記録で確認できた。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
＜コメント＞ 袖師地区関係団体長・施設長会議や小中一貫教育推進委員会、地域の行事などに参加することで情報交換は実施している。地域の関係団体の集まりなどで具体的なニーズ把握までは至っていないが、地域住民に向けておしゃべりサロンや子育てトークを通じて相談を受ける機会を定期的に作っているおり、加えて園見学に来た方の相談を受ける形でニーズを把握している。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
＜コメント＞ おしゃべりサロンや袖師地区主催のさわやかサロン、子育てトーク等、長年実施しており例えば、外国籍の子が見学に来てても安心できるように園の入り口に外国人相談窓口などの資料を置くなど（多言語）実施している。把握した地域ニーズ等にもとづいた具体的な事業や活動の計画等は不十分。定期的に開催しているおしゃべりサロンを通じて専門的な知識を地域に還元している。また災害時の対応として地域住民を受け入れる福祉避難所として2階のホールを受入れ場所として整備していることが確認できた。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
＜コメント＞ 全体的な計画内の基本方針にて自己充実や自己肯定感をもつなど具体的な言葉を使い、また目指す園児像などにも反映されている。職員全員に保育要領解説を配布し人権や虐待の対応についてなど実施している。標準的な実施方法の反映については指導計画内に記載され周知されている。また毎年のように人権擁護のセルフチェックを行うなど状態の把握と評価を行っている。子どもの人権教育としては紙芝居や絵本などを使っており、国際交流などで文化の違いなど学び、保護者へは掲示物等で伝えているが、子どもの人権、文化の違い、性差の対応、互いの尊重する心について、園として明確な方針等として保護者に提示するなどの取組みは確認できなかった。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
＜コメント＞ 子どものプライバシーについてトイレ等にブラインドを設置し見えないような配慮は行われている。また、年齢によって男女の着替えの場所を分けているなど実際の保育の場面でのプライバシー保護について、個人情報保護条例や情報セキュリティ基本方針など文書としてあるが、プライバシー保護の規定やマニュアルについては確認が出来なかった。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
＜コメント＞ お便り等をおしゃべりサロンの参加者へ配布したり地域の交流館、自治会館などに配ってい		

る。園見学、在園児の兄弟にも配布。保育を紹介する資料として、毎月の保育の様子が写真で確認できるお便り以外にも見取り図やスケジュールが記載されている入園のしおりがあり活用している。また、入園のしおりは毎年見直しをしている。保育所利用希望者にはそれらに加え重要事項説明書を使い説明している。見学も随時受け付けている。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
＜コメント＞ 保育利用希望時には重要事項説明書等で説明し同意を得ている。加えてアレルギーに関しては食事の意向を確認して対応している。保育開始時にはイラストなど記載されている入園のしおりで説明し、転園の際にも面接で説明している。入園の説明時には用品の準備と名前の付け方など実物を見てもらい、支援が必要な家庭については職員をつけるなどサポート体制を取っている。子ども連れの場合は保育士が子どもを見て、保護者は説明に集中できるように工夫している。配慮が必要な保護者への説明についてはルール化、マニュアル記載などはされていない。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
＜コメント＞ 保育所等の変更について静岡市立こども園、園児指導要録の様式および取り扱いにて転園、入園の手続きが記載されており、引継ぎ資料として要録も決まっている。具体的には在園証明書、要録の写し、健康調査票の写し、乳幼児健康保険診断書の写し、歯科検診票の写しを準備し、送付書と共に関係機関に送付している。必要に応じて、直接転園先等と連絡をとり転園後も安心して園生活を送ることができるよう配慮している。保育園利用終了後の保護者からの相談については随時受けているが窓口としては明確には定めていない。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
＜コメント＞ 日々子ども達の満足について遊びの中で子ども理解について把握し理解を深めている。具体的には実施した内容、こどもの様子、興味を確認し記録している。また保護者については年1回のアンケートや面談を行い利用者満足を把握している。満足度を確認するための保護者会への参加について職員の参加は無いが内容は書面で共有されている。保護者アンケートは副園長が担当し分析まで実施。職員会議で対応を検討し実施、保護者へも書面でフィードバックしている。具体的な改善も確認ができた。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
＜コメント＞ 苦情解決の体制は重要事項説明書に加えて玄関に第3者委員のポスター掲示などされている。マニュアルも整備されており、保護者アンケートに加えて玄関に意見箱を設置して苦情を伝えやすいように工夫している。意見箱が玄関に設置されていることで投函しにくさもあると感じられた。昨年～今年度において苦情は無いが、アンケートで出されたご意見については内容やご意見は受け付けと記録がなされており対応については書面でフィードバックしている。		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
＜コメント＞ 重要事項説明書において、要望、苦情等に関する窓口として苦情解決責任者、受付担当者、相談員など複数の担当者名が記載され説明されている。また、入園のしおりにおいても責任者や受入担当者、ご意見箱についても記載されている。重要事項説明書は事務所前に配置され保護者がいつでも見られるようになっている。相談を受ける際は、事務所内や空いている教室で相談を受けるなど内容によって他の人に聞かれないように配慮している。		

36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<コメント> 毎日の送迎時や意見箱の設置、保護者からのアンケートを実施し、保護者の意見は積極的に把握できようとしている。面談での相談については面談記録をとっている。苦情のマニュアルはあるが苦情にあたらぬ相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等は確認が出来なかった。ご意見についてのフィードバックは十分にできていない、保護者の意見から職員の言葉遣いを改善（リフレーミング）するなど取組みには反映されている		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<コメント> 職務分掌や全体的な計画内の非常時対策について責任者及び役割分担を記載。リスクマネジメントに関する体制について委員会は無いが職員会議の中で定期的にヒヤリハットの打ち合わせをするなど体制が確認できた。事故発生時の対応について緊急時対応マニュアルが作成され周知されている。ヒヤリハットの分析と改善も一連の流れの中で行われている。研修については定期的実施しており、ヒヤリハット報告書やケガ報告書として記録し件数など評価している。		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<コメント> 管理体制について職務分掌にて保険指導の部分で責任と役割を明文化しているが感染症対策についての明記が確認できなかった。感染症対応マニュアルには責任者として園長、副園長が明記されている。感染症対応、嘔吐処理などのマニュアルを作成周知しているが予防についての内容が不十分。嘔吐処理については昨年職員からの意見があり、嘔吐マニュアルを新たに作成した。コロナ禍以降のことで玩具の消毒も記載追加しようと考えている。今年度も嘔吐処理について研修を実施していることを記録について確認。発生時の対応として事務所に簡易ベッドを用意して一時療養し、お迎え来てもらうように対応している。10人以上発生した場合は子ども園課へ報告。1週間に10人以上発生した場合には保健所に報告している。感染状況については 玄関前にホワイトボード1年中掲示している。出ていない時も出ていないと掲示する。今後はシステムで共有するよう進めている		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	b
<コメント> 全体的な計画内の非常時対策において安全教育、安全管理、物的管理などに分け役割分担がなされ体制が決められている。立地のリスクとして一覧があり把握されている。福祉避難所として地域の方の受入れを実施するよう整備をされているが、災害時でも保育を継続するための取組としては不十分（BCPについても策定されていない）。安否確認については一斉メールを使用すると決められ周知しており、南海トラフ臨時情報発表時の対応や伝言ダイヤル171の使用方法などの文書はあるが、保護者や職員の安否確認方法の規定としては不十分。非常食は献立が3日分決められ担当が管理している。地域の消防署や小学校と連携した訓練を毎年実施している		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
<コメント> 標準的な保育の実施方法がまとめられている文章について、乳幼児については乳児保育手順		

マニュアルがある。幼児に関しては1つにまとめられた文章がないが、全体的な計画の作成・実施に係る指針・保育改善支援資料、事故防止安全マニュアル、不適切な保育防止のためのマニュアルなどを活用している。標準的な実施方法へプライバシーの保護や権利擁護についての記載は不十分。実施方法については毎週確認し適宜個別指導したり公開授業を通じて評価、改善する仕組みがある。具体的に実施されているかについては副園長が毎日クラスをまわるなどして確認し気になったことがあれば都度個別指導も実施している。保育が画一的な物にならないように配慮が必要な子どもなど、標準的な実施以外にも柔軟に対応している。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
＜コメント＞ 標準的な実施方法についての見直しについて。週、月の反省から実施している教育保育を振り返っている月の反省は職員会議で共有と検証し、次へ活かしている。また年間7回公開保育を実施しており外部の方の見学に来てもらい評価を受けて見直しを実施する。その他、保護者のアンケートなどの意見も反映し、改善されたかの確認を概ね2カ月に1回確認している。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
＜コメント＞ 個別指導計画やサポートプランなど対象によっては外部担当者も交えて個別のアセスメントが実施されており振り返りや評価も行っているが3歳児以上の個別指導計画の作成や手順はなかった。様々な職種の関係職員等の参加について学校評議委員会、障害支援の事業所などが参加したり、体制サポート強化事業において個別ケースの相談を発達支援センターなどからもアドバイスもらうなど対応している。支援困難ケースについても対応しているが、全ての子どもに対してのアセスメントについては手順も決めてないなどあった。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
＜コメント＞ 園全体の取組の話し合いを実施するとしてPDCAサイクルで実施している。個別面談や希望面談を実施しており、保育説明会について1年を通して資料と共に配っており、そのタイミングで同意をもらっている。年間計画の中で全体的な計画実践評価・園評価について、実施する内容は整理されているが、指導計画の作成から見直しまでの一連の手順としては不十分。一方で指導計画を緊急に変更する場合は会議や打ち合わせを行い対応していたり、個別指導の評価も定期的に行い次回の計画に活かしていることは確認できた。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
＜コメント＞ 子どもの発達状況や生活状況については、指導計画やサポートプラン、保育要録を活用し、統一した様式で把握・記録されている。個別支援計画に基づく保育の実施状況も、月1回の職員会議で共有され、日々の情報は昼の打ち合わせで確認されていることが確認できる。 個別指導計画に基づく保育の実施状況については、個別保育記録を月別に作成し、記録が行われている。記録内容の統一に関しては、園長・副園長が日誌をチェックし、鉛筆で修正の指示を行うことで一定の指導が行われている。情報共有の仕組みとしては、園内の引き継ぎ書や会議報告、園児の出欠席チェックを活用し、情報の流れを明確にしている。副園長から園長、各先生へ引き継ぎ事項が伝達され、回覧記録の迅速な処理にも工夫がされている。職員会議は毎月第1木曜日および最終週の金曜日に実施され、出席できない職員には翌日報告する仕組みが整備されている。コンピュータネットワークや記録ファイルを活用した情報共有については、現時点では昼の打ち合わせを中心に実施されているが、今後はアプリを活用して情報共有の効率化を進める予定である。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a

＜コメント＞

個人情報保護規程に基づき、子どもの記録の保管・保存・廃棄、情報提供、不適正な利用や漏えい防止に関する対策が適切に規定されている。情報セキュリティポリシーやエスナビ全職員向けの情報セキュリティ研修、新年度職員会議での業務確認を通じて、対策の徹底が図られていることが確認できる。記録管理についても、個人情報保護の観点から責任者を設置し、職員に対して情報セキュリティチェックやセルフチェックリストを活用した教育・研修を実施している。分掌においても情報セキュリティに関する事項が明記されている。職員の個人情報保護規程の理解・遵守については、初任者研修で実施されており、個人情報マニュアルを新年度に更新することで、周知・徹底が図られている。保護者への個人情報の取り扱いに関する説明については、入園時のしおりや個人情報取り扱い同意書を通じて行われており、適切な対応がなされていることが確認できる。

保育所版内容評価基準ガイドライン

評価対象A－１ 保育内容

		第三者評価結果
A－１－（１） 全体的な計画の編成		
A ①	A－１－（１）－① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	a
＜コメント＞ 全体的な計画について、こども園教育・保育要領や西久保こども園の理念、方針、目標を踏まえて作成されている。定期的実践評価・園評価もされており、継続的に保育がされている。また、計画作成については、関係する職員が参画している。		
A－１－（２） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A ②	A－１－（２）－① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
＜コメント＞ 各部屋ごとに室温、湿度のチェック表が置いてあり、午前10時、午後2時の2回チェックしている。加湿ができる空気清浄機が各部屋にあるが、周囲に物が置かれている様子が見られた。子どもたちが安全、安心して遊ぶことができる工夫をしているが、教室で少し乱雑な部分があった。（物が多く、整理整頓ができていない箇所があった）おもちゃなどの衛生管理にはマニュアルに則り、十分務められている。手洗い場、トイレは広く、明るく、清潔に保たれ、子どもが利用しやすい場所になっている。		
A ③	A－１－（２）－② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
＜コメント＞ 入園時に保護者が記入した児童票、保健調査票や面談時に確認した内容など家庭環境や生活リズム、発達状況など確認し、情報方共有ができています。子どもの要求をきちんと受け止め、子どもの気持ちに沿って対応をしている。職員への周知として園内研修で「不適切な保育を考える」を実施し、子どもに接する時の言動を学び、チェックリストで職員自身が振り返る事を実施している。一時預かりの子どもについても在園児と同じように対応するよう、マニュアルも整備されている。		
A ④	A－１－（２）－③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
＜コメント＞ 生活に必要な基本的な生活習慣を身につける事ができるよう、子どもたちひとり一人に合わせて関わるようにしている部分では園内見学時の職員の対応として、外に遊びに行くときに靴下や帽子を自分の物を自分の所からとって履くことができるように配慮していることなども確認ができた。基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、紙芝居など子どもたちにわかりやすいように伝えている。その他、月案に生活習慣の項目があり、目標を立てている。一部、生活習慣の個々の達成度の記録などの記載が見られないところがある。		

A ⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
＜コメント＞ 園目標に「心豊かなたくましい子」、重点目標に「考え 試して 工夫して」、研修テーマに「もう1回やってみようと思え.る保育教諭の関り」を掲げ、目標に沿って月案、週日案を作成し、PDCAサイクルに基づき実践を行っている。園庭は各クラスの利用時間を調整し、外に出て遊ぶ時間を調整している。クラスの友達、また異年齢計画に基づいた異年齢交流の機会があり、日々の遊びの中で子ども同士で話し合ったり、協力したりを繰り返す中で、かかわり方、決まり、思いやりが見につくように援助している。外遊びや近くの神社や公園など園外への散歩に行き、虫取りや飼育などの活動もあり、子どもたちが自然と触れ合える機会を計画的に実施している。地域版のお知らせを配布し、こども園のイベント等を知らせている。		
A ⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
＜コメント＞ ひとり一人の生活リズム（睡眠、食事等）に合わせて、安心できる環境（乳児（0～2歳児）クラスのみ1階）を作り、保育実践をしている。ひとり一人の成長、発達、興味、関心に合わせて音や感覚あそびなどのおもちゃなどでかかわりながら、子どもが何を感じ、興味を持っているかを探り、どのような環境設定をしていくか日々記録し、実践している。日々あった事を連絡ノートやアプリで保護者に伝え、保護者と情報共有をしている。保護者からも家庭であったことなど記載してもらい情報共有を行っている		
A ⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
＜コメント＞ 1歳児は0歳児と同じ部屋で1つのクラスになっている。安心できる職員が見守る中で身体を動かし、探索活動ができるように留意している。2歳児は1つの部屋でクラスとなっている。月案、週案、日案、期の遊び構想を重点目標、研修テーマ、学年目標に沿って立てている。職員との関わり、遊びが中心になっているが、友達との関りが持てるような援助を職員がしている。早番、遅番保育や園庭での遊び、幼児クラスの子たちが乳児の部屋にきたりと自然に異年齢交流ができています。また、園外に散歩に出たり、サロンなどで職員以外の大人との関りを持つことができている。保護者へはアプリやお便り、ワクワクボードで子どもたちの日々の様子や育ちを伝え、情報共有ができています。		
A ⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
＜コメント＞ 3歳児は、保育教諭や友達と一緒に遊ぶことを楽しむことを目標に掲げ、月案、週案、日案、期の遊び構想を作成している。子どもが興味関心を持って活動が取り組めるようにしている。4歳児は、友達と意思を出し合って、やり取りしながら遊ぶことを楽しむを目標に掲げ、月案、週案、日案、期の遊び構想を作成している。クラスの中に子どもたちが作った遊び道具があり、日々進化させている。5歳児は、友達と意思を伝え合い、共同的な遊びや活動の楽しさを味わうを目標に掲げ、月案、週案、日案、期の遊び構想を作成している。廃材などをクラスに置き、子どもたちが自由に使えるようにし、子どもたちの発想でいろいろなものが作られている。子どもたちに小学校での生活のイメージが持てるように近隣小学校に散歩に行ったり、図書室を利用したりしている。園での活動を園だよりなどで家族に伝えたり、子育てサロン、さわやかサロン、出前保育等を行い、園のことを知ってもらうようにしている。		
A ⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b

＜コメント＞ 保護者と面談をし、年4回個別支援計画（サポートプラン）を作成している。家庭との連携を密にして情報共有をしている。また、パンダ会議を行い、職員間の情報共有をしている。遠城寺式発達検査を活用し、担当の保育士がアセスメントを行っている。しかし、障害特性を理解し、支援につなげていくことについては園内でのアドバイスにどまっており不十分。外部のサポート（保育所等訪問や巡回療育等）も受けているが保育所等訪問については、直接支援、間接支援のフィードバックが不十分。		
A 10	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
＜コメント＞ 1日の生活を見通した保育について、子どもたちの在園時間に合わせて、子どもの活動が途切れないようにしている。また、職員間で子どもの引継ぎがしっかりとできるように引継ぎ用のボードが使用されているが、早番、遅番の職員が子どもの様子や家族からの引継ぎ、家族への引継ぎなどを時々忘れてしまう事がある。直接保護者に伝えたい場合については、担任が伝えるようにしている。指導計画等から長時間保育についての位置づけが確認できなかった。		
A 11	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
＜コメント＞ 計画の中に小学校との連携を位置づけし、スムーズに移行できるように計画が立てられている。令和6年より、地区の小学校との意見・情報交換を計画し、実施することでこども園、小学校との違いを認識するようにしている。子どもには、小学校での生活の見通しが持てるように図書室や給食の様子を見学したり、校庭での交流を行い、小学校での生活の見通しが持てるようにし、こども園での生活も園と小学校の違いが意識できるようにしている。保護者に対しては、懇談会時に就学に向けての情報を伝えたり、保護者同士が話し合いができる機会を設けている。		
A-1-(3) 健康管理		
A 12	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
＜コメント＞ 健康管理に関するマニュアル、計画に沿って対応している。入園時に児童票、保険調査票に発育について、かかりつけ医、既往症、予防接種状況を記入してもらい、子どもの健康に関する情報を得ている。定期的に予防接種の状況等、新しい情報を追記するようにしている。子どもの体調悪化、受診が必要と思われる怪我については、すぐに保護者に連絡をし、対応について、相談するようにしている。怪我等で受診した場合、降園後も連絡を取り、様子を確認するようにしている。顔に怪我をした場合については、怪我の大小にかかわらず、受診するようにしている。怪我の場合には事故報告書を作成し、原因、今後の対応について職員間で話し合いをするようにしている。乳幼児突然死症候群に関する資料を家庭、職員に配布、玄関に掲示し周知をしている。乳児の睡眠時にはベビーマットを使用し、睡眠チェック表をつけ事故が起きないようにしている。		
A 13	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
＜コメント＞ 発育測定は毎月行い、健康診断票に記録している。内科健診、歯科検診は年2回、視力検査、耳鼻科健診は年1回行い、健診結果については健康診断票等にまとめられている。受診を勧める場合のみ診断結果のお知らせを配布し、受診した場合には受診した結果等を提出してもらいまとめている。子どもたちが健康への興味を持てるよう、保健計画を作成し、早寝、早起き、手洗い、歯磨き、体についてなど子どもたちにわかりやすいように紙芝居などで伝え、基本的な生活習慣が身につくようにしている。		
A 14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b

＜コメント＞

アレルギー、慢性疾患等について、アレルギーについてはマニュアルが整備されているが、慢性疾患についてはマニュアル等が整備されていない。アレルギーについては、対応マニュアルに沿って保護者よりアレルギー確認書を提出しもらい、個々に対応をしている。食物アレルギー以外にも絆創膏、冷却シート、花粉、動物等の確認も併せて行っている。アレルギーのある子どもに対して食事を提供する際には手順があり、テーブルや配膳プレートを別にするなどミスが起こりにくいようにしている。また、毎日の昼の打ち合わせで調理員と担任がアレルギーの有無について確認をしている。遠足の時などおやつを持ってくるときには交換をしない事を保護者、子どもに伝えている。アレルギーの理解を図る取り組みについて、子どもたちにはわかりやすく、日々の活動の中で伝えるようにしているが、保護者には年度初めの説明会時に説明をしているのみ。

A-1-(4) 食事

A 15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
---------	----------------------------------	---

＜コメント＞

毎月「食育の日」を設定し、食に関する指導計画を作成している。食育の日には会を開き、食べ物のことや食べる事について子どもにわかりやすく伝えている。興味や関心が広がるように野菜の栽培やクッキング、地域の人材を活かした食育活動（お米屋さんにお米の話しをしてもらう等）を行い、子どもたちに食べたい意欲に繋げている。その様子を食育だより、園だよりなどで各家庭に伝えている。食育の活動について給食メニューとともに玄関に掲示、展示して周知を図っている。子どもたちが使う食器については陶器の物を使用し、発達に合わせてスプーンや箸などを使用している。子どもが自分で食べられる量を職員に伝える事で「全部食べる事が出来た」という事を得られるようにしたり、野菜栽培をする事で「自ら食べてみたくなる」食への興味・関心が持てるような食育活動など実施している。

A 16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
---------	---	---

＜コメント＞

毎月1回、献立会議を行い調理員、園長、幼児・乳児担当が一人一人の子どもの発育状況や体調を考慮した食事の提供を行っている。乳児は保護者と離乳食面談を行い丁寧に対応をしている。その他、調理員が子どもたちのクッキングに参加する機会を設けている。調理員が子どもたちの食事の様子を見に行くことがないが、昼の打ち合わせの時に子どもたちの食事の様子を職員から聞くなどしている。残食チェックはしているが、何がどの程度残っていたかなど細かなところまではチェックは不十分。衛生管理のマニュアルが整備されており、チェック表、検査などが行われており、マニュアルに沿って適切に対応されている。

評価対象A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A 17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> 朝の受入の時やアプリや連絡帳で体調等の確認をしている。日々の子どもの様子を掲載しているワクワクボードやお便りで知らせ、アプリや連絡帳で日常の情報交換を行うようにしている。定期的に保育説明会や懇談会を行い、保育の意図や保育内容、子供の成長など理解を得やすい環境を整えている。また、保育参加を保護者に参加しやすいように設定している。		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A 18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> 保護者とは日頃からコミュニケーションをはかり、相談しやすい環境を整えている。保護者からの相談に対しては、複数で行い、一人に対応しないようにしている。子育て支援に有効な情報は玄関に掲示したり、お知らせで伝えている。保護者、子どもの現状や相談内容、支援の状況については記録に残している。		
A 19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント> 家庭での虐待等権利侵害が疑われる場合の体制はマニュアル、フローチャート等が整備されている。登園時に子どもの様子を観察、ケガや痣などがいないか確認し、ケガ等があった場合には保護者に確認を行うようにしている。気になることがある場合は一人で判断するのではなく、複数人で確認するようにしている。今年度は虐待が疑われるケースは無いが、児童相談所から、虐待の報告があった場合、保護者の子育て支援や精神面の援助をするようにしている。虐待の防止のための措置として虐待防止に関する責任者を置き、定期的に研修を行っている。各職員に対して虐待等権利侵害に関する基本知識などの研修を実施し、どの職員でも対応できるようにしている。		

評価対象A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A 20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<コメント> 保育教諭は、短・中期の指導計画において、子ども達の遊びから興味・関心を探り、その姿を職員間で共有しながら子どもの発想を取り入れた環境構成するよう日々努めている。保育実践の振り返り（自己評価）を前期、後期と行い、組織的・継続的な改善を図っている。また、園評価も前期、後期に行い、改善策など次年度に繋げる取り組みを行っている。保育士等が自己評価に取り組むことにより、園内研修などで学び合い、改善、意識や専門性の向上につなげている。		